

今年もあの季節がやってくる!

確定申告の準備を始めましょう!

2023年も残り2カ月。年が明けるとあっという間にやってくる「確定申告」。慌てて準備すると漏れが出てしまうかもしれません。早めの準備が大切です!

税務課市民税係 ☎ 575-1138

1年ぶりに我々がご案内!



助さん

確定申告はお任せ! 頼れる助っ人の助さん。



確さん

確定申告が苦手です、毎年四苦八苦していた確さん。今年はいかに…?

所得税の確定申告とは…?

- 納税は国民の義務の一つ
- 一定の所得がある人 → 所得に応じて所得税を納めます。
- 確定申告…毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得から所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出し納税します。また、医療費控除や寄附金控除などの所得控除を受けたり、源泉徴収や予定納税で納めた税額の過不足を精算する手続きです。

伊達市では来年2月半ばから3月半ばまで申告相談会を開催。詳しい日程は1月号でお知らせするのでご確認をお願いします。

毎号、学んで確定申告に備えていきましょう。



確定申告で最も多い「医療費控除」とは…?

自分または同一生計の配偶者や親族の医療費を支払った場合に、その医療費が一定額を超えたとき、所得控除として受けることができます。医療費控除により、多く納めていた所得税は還付されます。医療費そのものを還付する手続きではありません。**(「医療費控除の明細書」の作成が必要です*)**

※国民健康保険者等から送付される「医療費のお知らせ」(医療費通知)を医療費控除の明細書に添付すると明細書への記載を簡略化できます。医療費通知に記載のないものや、医療費通知が間に合わない期間(伊達市国保の場合11~12月分)については明細書への記入・集計が必要です。

目的	該当するか	例
治療のための費用	○	治療のための医薬品代、治療のためのあんまやマッサージ、通院のための電車やバスの交通費 など
医師の指示によるもの	○	医師の処方箋による漢方薬、おむつ代(医師による証明書が必要) など
予防のための費用	×	予防接種費用、体温計や血圧計の購入費 など
美容や健康増進のための費用	×	健康増進のための漢方薬、ビタミン剤や栄養ドリンク、疲労回復やリラックスのために行ったマッサージ など

今年は予防接種を受けたり、リラックスのためにマッサージを受けたりしたけど、医療費控除に該当しないんだな。



表をチェックして何が該当するのか確認して申告しよう!



病院にかかった人ごと、病院ごと、薬局ごとに医療費の領収書を今から振り分けておくと楽ですよ。



領収書が多い場合、国税庁ウェブサイトの「医療費集計フォーム」で事前集計すると便利♪



医療費控除について詳しくはこちら

国税庁ウェブサイト→



確定申告のあれこれ、思い出してきたかい?

思い出してきたぜ! 次号もよろしく!



次号12月号は、「利用者急増中! とっても便利な e-Tax (イータックス)」についてご紹介します。